

# 伯耆町障がい者プラン

## 障がい者計画（第5期）

（令和6年4月1日～令和15年3月31日）

## 障がい福祉計画（第7期）

（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

## 障がい児福祉計画（第3期）

（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

令和6年3月

伯 耆 町

# 目次

第1章 プランの基本的な考え方	
1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの位置付け	1
3. プランの期間	1
4. プランの策定体制	2
5. プランの推進体制	2
第2章 障がい者、障がい児の現状等	
1. 障がい者数	4
2. 障害福祉サービス利用、手当の受給状況	6
3. 令和5年度目標値の取組結果及び進捗状況	8
第3章 伯耆町障がい者計画	
1. プランの基本理念	11
2. プランの基本目標	11
3. 施策の体系	12
4. 分野別施策の基本的方向	13
第4章 伯耆町障がい福祉計画・伯耆町障がい児福祉計画	
1. 令和8年度目標値の設定	21
2. 障害福祉サービスの利用実績と見込量	25
3. 障害児支援の利用実績と見込量	30
4. 障がい児に対する子ども・子育て支援等の利用実績と見込量	32
5. 地域生活支援事業の利用実績と見込量	34
資料編	38

# 第1章 プランの基本的な考え方

## 1. プラン策定の趣旨

本町の障がい福祉の現状に目を向けると、高齢化の進展や障がいの重度・重複化が進み、障がいをめぐる問題は複雑・多岐にわたり、障がい保健福祉施策は、多くの課題を抱えています。

本町では平成27年から令和5年を計画期間とする、伯耆町障がい者プランを策定し、障がい福祉関連施策を推進してきましたが、このたび、計画期間が終了することから、これまでのプランの進捗状況及び目標数値を検証し、伯耆町の障がい児・障がい者を取り巻く課題の解決に向けて、新たな伯耆町障がい者プランを策定するものです。

引き続き、国の障がい者施策の動向等を踏まえながら、障がいのあるなしに関わらず、地域社会の中で共に生きる共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

## 2. プランの位置付け

このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、障がい者、障がい児の自立及び社会参加の支援等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、更には達成すべき目標などを明らかにし、障がい者、障がい児施策の総合的かつ計画的な推進を図る内容とします。

また、策定にあたって国・県が策定した基本指針や関連計画と、伯耆町総合計画をはじめ、伯耆町が策定した各種計画とも整合・連携を図ります。

## 3. プランの期間

プランの期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間とします。

その理由は、障がい者計画は基本的な計画であり、長期的な視点が必要であること、また、計画期間が3年間の障がい福祉計画、障がい児福祉計画をプランの中に盛り込み、策定することから、3の倍数である9年間に設定するものです。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画に該当する部分は主に第4章の項目になります。この部分については、3年に一度見直すことになります。

なお、このプランについては、毎年度、進捗状況を把握するほか、3年ごとの障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見直しに併せ、プラン全体の見直しの必要性についても検討します。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画部分 (障害者基本法)	第4期障がい者計画			第5期障がい者計画								
障がい福祉計画部分 (障害者総合支援法)	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			第9期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画分 (児童福祉法)	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			第5期障がい児福祉計画		

## 4. プランの策定体制

このプランの策定（見直し）については、「伯耆町地域福祉計画等推進委員会」、「鳥取県」、「鳥取県西部障害者自立支援協議会」の意見を聞き、行うこととします。

## 5. プランの推進体制

プランに掲げた施策の着実な推進を図るためには、町の障がい福祉施策に関わるすべての方の協力が必要です。

### (1) 町民

障がいのあるなしに関わらず、地域社会の中でともに生きる社会づくりが求められています。このため、町民一人ひとりがお互いに、支え、支えられる存在であるとの認識の下、障がいに対する理解を深めお互いを尊重するとともに、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

### (2) 障がいのある人・家族等

障がいのある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。また、共生社会の実現を目指して、障がい等の状況に応じ地域活動への主体的な参加も期待されています。

共生社会を築くため、まずは地域における障がいに対する理解を深めることが必要ですが、そのためには、障がいのある人や家族等が地域で積極的に情報を発信することが大切です。当事者や関係者の言葉は何よりも説得力を持つものです。

### (3) 障がい者関係団体

障がい者関係団体は、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がいのある人やその家族等のニーズに応じた支援活動、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人や一事業所ではできない活動を自主的かつ積極的に実施することが必要です。

### (4) 障害福祉サービス事業者

障害福祉サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、障がいのある人の意向を尊重した障がいのある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障がいのある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

### (5) 企業

企業は、働く意欲のある障がいのある人の積極的な雇用を進めることにより、障がいのある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を進める中で、障がいのある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、施設や車両、住宅等のサービス提供において、障がいのある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

#### (6) 町

町は地方分権が進展するなか、障がいのある人への福祉の提供については、住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要な福祉サービスをきめ細かく、主体的に展開していきます。

- 障害福祉サービスの提供主体として、障がいのある人の生活実態を把握し、就労支援や教育等、各関係機関との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施します。
- 障がい福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施します。
- 地域生活支援事業を地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施します。

## 第2章 障がい者、障がい児の現状等

### 1. 障がい者数

#### (1) 身体障がい

「身体障害者手帳所持者数」

##### ① 年齢別・総合等級別

(単位：人)

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
18歳未満	(6) 3	(1) 1	(0) 0	(3) 1	(0) 1	(0) 1	(10) 7	(2.1%) 1.5%
18～65歳未満	(34) 37	(13) 13	(9) 9	(16) 15	(4) 4	(6) 3	(82) 81	(17.4%) 17.3%
65歳以上	(101) 114	(41) 39	(73) 69	(98) 102	(34) 27	(31) 30	(378) 381	(80.4%) 81.2%
計	(141) 154 (30.0%) 32.8%	(55) 53 (11.7%) 11.3%	(82) 78 (17.4%) 16.6%	(117) 118 (24.9%) 25.2%	(38) 32 (8.1%) 6.8%	(37) 34 (7.9%) 7.2%	(470) 469 (100%) 100%	

(注) 死亡・転出者数を除いた数値

( ) 内は令和2年4月1日現在 太字は令和5年4月1日現在

令和2年と比較して、手帳所持者数や年齢構成は概ね変わりありません。65歳以上の占める割合が高く、等級別では3級、5級、6級の所持者割合が1%程度減り、1級の所持者割合が3%程度増加しています。

##### ② 障害種類別・個別等級別

(単位：人)

個別等級 障害種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚障害	(5) 7	(14) 10	(3) 3	(1) 2	(10) 3	(4) 3	(37) 28	(6.0%) 5.7%
聴覚・平衡機能障害	(0) 0	(5) 5	(3) 3	(12) 13	(0) 0	(26) 25	(46) 46	(7.4%) 9.3%
音声・言語・そしゃく機能	(0) 0	(0) 0	(14) 13	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(16) 15	(2.6%) 3.0%
肢体不自由	(33) 48	(60) 35	(68) 46	(149) 73	(52) 31	(23) 14	(385) 247	(62.0%) 50.0%
内部障害	(92) 101	(0) 0	(17) 22	(28) 35	(0) 0	(0) 0	(137) 158	(22.1%) 32.0%
計	(130) 156 (20.9%) 31.6%	(79) 50 (12.7%) 10.1%	(105) 87 (16.9%) 17.6%	(192) 125 (30.9%) 25.3%	(62) 34 (10.0%) 6.9%	(53) 42 (8.5%) 8.5%	(621) 494 (100%) 100%	

(注) 重複障害の場合はそれぞれにカウント 死亡・転出者数を除いた数値

( ) 内は令和2年4月1日現在 太字は令和5年4月1日現在

令和2年と比較して、総数が20%減少しており、重複でカウントする個別等級を持つ障害種類が減少していると考えられます。また、障害種類別の状況は、肢体不自由の方が12%減り、聴覚等の障害のある方が2%、内部障害のある方10%、それぞれ増加しています。等級別の割合は1級の方が11%増加しています。

(2) 知的障がい

「療育手帳所持者数」

(単位：人)

年齢	障害程度		計	
	A (重度)	B (中・軽度)		
18歳未満	(0) <b>0</b>	(11) <b>6</b>	(11) <b>6</b>	(12.9%) <b>6.4%</b>
18～65歳未満	(21) <b>24</b>	(41) <b>51</b>	(62) <b>75</b>	(72.9%) <b>79.8%</b>
65歳以上	(3) <b>4</b>	(9) <b>9</b>	(12) <b>13</b>	(14.1%) <b>13.8%</b>
計	(24) <b>28</b>	(61) <b>66</b>	(85) <b>94</b>	(100%) <b>100%</b>
	(28.2%) <b>29.8%</b>	(71.8%) <b>70.2%</b>	(100%) <b>100%</b>	

(注) 死亡・転出者数を除いた数値

( ) 内は令和2年4月1日現在 **太字は令和5年4月1日現在**

令和2年と比較して、手帳所持者数は約10人増加しています。18歳未満の所持者は減少し、他の年齢層は増加しています。障害程度ではA（重度）の割合が微増しました。

(3) 精神障がい

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

(単位：人)

年齢	等級	精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療 (精神通院)		
		1級	2級	3級	計			
18歳未満		(0) <b>0</b>	(0) <b>0</b>	(8) <b>6</b>	(8) <b>6</b>	(7.6%) <b>5.8%</b>	(2) <b>1</b>	(1.1%) <b>0.5%</b>
18～65歳未満		(8) <b>7</b>	(59) <b>58</b>	(5) <b>10</b>	(72) <b>75</b>	(68.6%) <b>72.8%</b>	(143) <b>162</b>	(76.1%) <b>78.6%</b>
65歳以上		(8) <b>6</b>	(16) <b>14</b>	(1) <b>2</b>	(25) <b>22</b>	(23.8%) <b>21.4%</b>	(43) <b>43</b>	(22.9%) <b>20.9%</b>
計		(16) <b>13</b>	(75) <b>72</b>	(14) <b>18</b>	(105) <b>103</b>	(100%) <b>100%</b>	(188) <b>206</b>	(100%) <b>100%</b>
		(15.2%) <b>12.6%</b>	(71.4%) <b>69.9%</b>	(13.3%) <b>17.5%</b>	(100%) <b>100%</b>		(100%) <b>100%</b>	

(注) 死亡・転出者数を除いた数値

( ) 内は令和2年4月1日現在 **太字は令和5年4月1日現在**

令和2年と比較して、手帳所持者数は横ばいです。自立支援医療（精神通院）受給者は18～65歳未満の人数が増加しています。

## 2. 障害福祉サービス利用、手当の受給状況

(1) 障害福祉サービス、障害児支援利用状況

(単位：人)

区分	サービス種類	令和2年	令和5年
介護給付	居宅介護	22	21
	重度訪問介護	0	0
	同行援護	0	0
	行動援護	2	3
	重度障害者等包括支援	0	0
	短期入所（ショートステイ）	4	2
	療養介護	0	0
	生活介護	20	28
	施設入所支援	13	16
	小計	61	70
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	2	1
	就労移行支援	1	1
	就労継続支援A型	11	10
	就労継続支援B型	56	59
	就労定着支援事業	0	0
	自立生活援助	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	15	22
小計	85	93	
計画相談支援	計画相談支援	85	93
	地域移行支援	0	0
	地域定着支援	0	0
	小計	85	93
障害児通所給付	児童発達支援	3	4
	医療型児童発達支援	1	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	1
	放課後等デイサービス	22	18
	保育所等訪問支援	0	3
	小計	26	26
障害児相談支援	障害児相談給付	26	26
合計		283	308

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント  
各年4月1日現在

令和2年と比較して、介護給付、訓練等給付ともに利用が増加しています。介護給付では障がいのある人の重度化と高齢化から、生活介護、施設入所支援の利用が増加しています。訓練等給付では在宅生活が難しくなり、共同生活に移行する例が増えたため、共同生活援助（グループホーム）が増加しました。

障害児支援の決定者は横ばいですが、サービス提供事業所の増加により保育所等訪問支援の利用が増加しています。計画作成率は計画相談支援、障害児相談支援ともに100パーセントを達成しています。



(2) 特別障害者手当等受給者数 (単位：人)

区分	令和2年	令和5年
特別障害者手当	8	10
障害児福祉手当	5	2
経過的福祉手当	1	1
計	14	13

各年4月1日現在

令和2年と比較して、特別障害者手当は増加し、障害児福祉手当の受給者は減少しています。障害児福祉手当受給者が成人し、特別障害者手当に移行したことによります。

(3) 補装具・障害者日常生活用具給付等状況 (単位：件)

区分	種目	令和元年度		令和4年度	
		身体障がい者等	障がい児	身体障がい者等	障がい児
補装具	補聴器	6	0	5	0
	車いす	0	1	0	1
	電動車いす	0	0	0	2
	座位保持装置	0	1	0	3
	義手	1	0	0	0
	義足	2	0	0	0
	遮光眼鏡	1	0	1	1
	長下肢装具	0	0	1	0
	修理（補聴器・車いす等）	11	6	8	1
	借受け	0	0	0	0
	小計	21	8	15	8
日常生活用具	紙オムツ	12	16	26	4
	特殊寝台	0	0	2	0
	特殊マット	0	0	2	0
	電気式たん吸引器	1	1	2	0
	ネブライザー	1	1	2	1
	移動・移乗支援用具	0	0	1	0
	入浴補助用具	0	0	1	0
	ストマ用装具	155	0	206	0
	体位変換器	0	1	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	2	0	0	0
	聴覚障害者用通信装置	1	0	0	0
	人工喉頭	1	0	0	0
	透析液加温器	0	0	1	0
	居宅生活動作補助用具	0	0	1	0
	小計	173	19	244	5
合計	194	27	259	13	

令和元年度と比較すると、補装具給付はほぼ横ばいで、障害者日常生活用具給付は給付が増加しています。給付品目は毎年多種多様ですが、補聴器、ストマ用装具等の給付割合が高く、特に排泄用具（ストマ用装具、紙オムツ）の給付は近年増加が著しくなっています。

障がい児に対する給付は、対象児の数が減少してきたことから、減少傾向にあります。補装具は耐用年数経過による再作成が重なる場合は一時的に給付の増加が見られます。

### 3. 令和5年度目標値の取組結果及び進捗状況

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	基準値	目標値	実績値（見込み）
	令和元年度末	令和5年度末	令和5年度末
施設入所者数	13人	12人	17人
施設入所者の増減数		-1人	+4人
地域生活移行者数		1人	0人

令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末時点の13人から17人と4人増加しました。待機者の入所により入所者の削減に至っていません。国は施設入所者の地域移行を推進していますが、施設入所者の重度化、高齢化により、在宅生活支援を行う家族の不在、長期入所による生活の質の維持、受け皿が整備されていない中で既存の資源活用だけでは不十分であり地域移行は難しい状況にあります。

#### (2) 発達障がい者等に対する支援

保護者等への発達障がい特性に対する理解促進、必要な知識の習得、育児への助言等を目的としたペアレントトレーニングを実施するため「にこにこ親子教室」を開催し、保護者等が発達障がい児に適切な対応を行うための支援を実施しました。

#### (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	目標値			実績値（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回/年）	回/年	1	1	1	0	8	3
参加者数（人/年）	人/年	5	5	5	0	80	30
目標設定及び評価回数（回/年）	回/年	1	1	1	0	1	1

地域包括ケアシステムの推進を図るため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催しました。

#### (4) 地域生活支援拠点機能の充実

項目	目標値	実績値（見込み）
地域生活支援拠点等の整備	町内に1か所	町内に1か所
地域生活支援拠点等の充実に向けた検証・検討	年1回	年1回

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えていく必要から、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制整備として令和4年3月に、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点を設置しました。

設置後は拠点機能の充実のため、関係機関等と体制の検証及び検討を行いました。

(5) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績値（見込み）
① 一般就労への移行者数	3人	2人
就労移行支援事業	1人	0人
就労継続支援A型	1人	1人
就労継続支援B型	1人	1人
② 就労定着支援事業利用者	2人	1人
一般就労移行者における就労定着支援利用者の割合	4割	3割
③ 就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所の割合	8割	0割

- ① 就労支援事業所を通じた一般就労への移行  
福祉施設からの一般就労移行者数は、目標値を下回っています。
- ② 就労移行支援業の利用者数  
就労移行支援事業利用者については、目標値を下回っています。
- ③ 就労定着支援による職場定着率  
支援開始1年後の職場定着率8割以上を目標値としていましたが、サービス利用者がなく、目標を下回りました。

(6) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備

- ① 児童発達支援センターの設置  
令和5年度末現在、圏域に2事業所あります。
- ② 保育所等訪問支援体制整備  
令和5年度末現在、圏域に3事業所あり増加傾向にあります。
- ③ 医療ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援  
児童発達支援事業所については、令和5年度末現在、設置できていませんが、放課後等デイサービス事業所については、圏域に1事業所あります。
- ④ 医療的ケア児への適切な支援体制の整備  
令和元年度に鳥取県西部障害者自立支援協議会に「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」を設置し、支援体制を協議しています。
- ⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置  
コーディネーターの配置はできませんでしたが、利用者のニーズに対応できるよう、保健師等が支援を行っています。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	実績値（見込み）
相談支援事業者の人材育成支援件数	1件/年	1件/年
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回/年	15回/年

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図りました。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値	実績値（見込み）
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	1人/年	1人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する回数	1回/月	1回/月

県等が主催する研修会に担当職員が参加し、関係機関に対し情報共有を図る等、サービス提供体制の質の向上を図りました。

## 第3章 伯耆町障がい者計画

### 1. プランの基本理念

このプランでは、障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、町が取り組むべき障がい保健福祉施策の基本的な方向を定めます。

障がいのあるなしに関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる『共に歩む福祉のまちづくり』を目指します。

#### 【基本理念】

### 共に歩む福祉のまちづくり

### 2. プランの基本目標

#### (1) 安心して暮らす

- 障がいのある人が、地域で生活する上で必要な福祉サービスや社会資源、身近なところで相談できる支援体制を整え、質の向上を図ります。
- 障がいのある人の高齢化が進んでいることを踏まえ、親亡き後を見据えて地域生活支援拠点の充実や成年後見制度の利用促進を図ります。
- 施設等のバリアフリー化や防災対策を推進し、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを行います。
- 多発する自然災害等の対策について、避難等で支援が必要な人を地域で守る体制づくりを推進します。

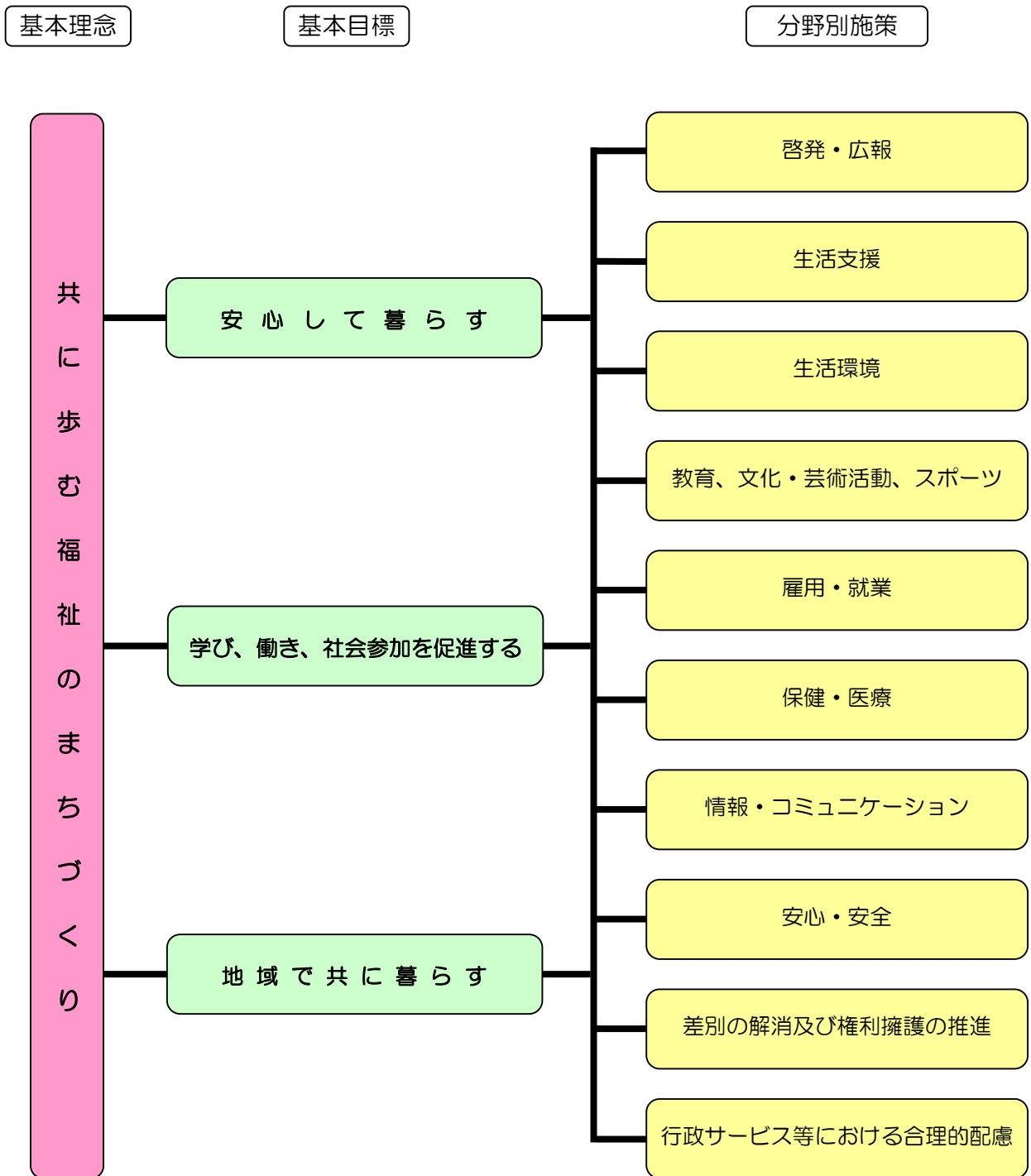
#### (2) 学び、働き、社会参加を促進する

- 障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう特別支援教育の推進を図ります。
- 障がいのある人が希望及び適性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができる環境を整備します。
- 福祉的就労の底上げを支援して障がいのある人の収入増を図るとともに、一般就労が可能な人の一般就労移行を進めます。
- 障がいのあるなしにかかわらず、誰もが芸術・文化スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備します。

#### (3) 地域で共に暮らす

- 障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、障がいについての理解を深めるよう啓発を行います。
- 行政における障がいのある人に対する対応を再点検し、障がいのある人の特性に配慮した行政サービスのあり方を追求します。

### 3. 施策の体系



## 4. 分野別施策の基本的方向

### (1) 啓発・広報

障がいのある人が社会の中で自立した生活を営むためには、社会を構成するすべての人々が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、お互いに尊重しあうことが必要です。

そのためには、障がいのある人と障がいそのものに対する理解を深めることが重要であり、各種啓発・広報活動や福祉教育、ボランティア活動などあらゆる場において、理解の促進、啓発を図り、ユニバーサル社会の実現に努めます。

### 施策の方向性

施策名	内容
啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいへの理解を深め、ユニバーサル社会を実現するため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報や町のホームページ、防災無線、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。</li> <li>●障がい者週間等の各種行事を中心に、幅広く一般市民や障がい者団体が参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。</li> <li>●障がい者団体による障がいのある人や障がいに関する啓発活動に対し、積極的に支援を行います。</li> <li>●県が推進するあいサポート運動の周知・広報に取り組み、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。</li> </ul>
福祉教育・ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者や高齢者への正しい認識を育むとともに、お互いの立場や気持ちを思いやり、相互に支え合う心を養うために、保育所、小・中学校などにおける福祉教育の充実を図ります。</li> <li>●小・中学校の児童・生徒に対し社会福祉への理解と関心を深めるため、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動へ積極的に参加する機会づくりを推進します。</li> <li>●多様化・高度化する障がい者のニーズに適切に対応できるよう、保健・教育などの関連する分野のネットワークづくりを推進します。</li> <li>●障がい者団体の育成やボランティア団体等に対する支援を積極的に行い、理解と参加を促進する運動の展開を図ります。</li> </ul>



## (2) 生活支援

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整えることが必要です。このため、障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し利用できるよう、障がいのある人の望みや願いを尊重した相談支援を行います。

また、障害福祉サービスの体系をもとに、本町の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障がいのある人に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービス提供を推進します。

### 施策の方向性

施策名	内容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、町や相談支援委託事業者等の関係機関、介護、児童、生活困窮等の分野の相談窓口と連携を図り、身近な地域で専門的な相談を受けられることができる相談体制を整備します。</li> <li>●適切なサービス等利用計画の作成が行われるために、指定特定相談支援事業所が増えるよう働きかけを行います。</li> <li>●相談支援専門員の資質向上のため地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の質の向上を図ります。</li> <li>●地域生活支援拠点を充実し、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う体制を整えます。</li> </ul>
障害福祉サービス等の充実と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込量の確保、制度の周知、利用促進に努めます。</li> <li>●町独自で実施する地域生活支援事業を、ニーズや地域の実情に応じ積極的に展開し、障害福祉サービス等の対象から外れる障がいのある人に対する生活支援を推進します。</li> </ul>
障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある児童・生徒の成長に応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した地域支援体制を整備し充実を図ります。</li> <li>●障がいのある児童・生徒が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。</li> </ul>
生活安定のための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金、手当等の制度の広報、周知を積極的に行います。</li> <li>●自動車税などの減免制度、タクシー運賃、バス・JR・有料道路の割引制度、各種優遇制度について、広報、周知を積極的に行います。</li> </ul>
人材の育成・確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多岐にわたるニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保・定着を図ります。</li> </ul>



### (3) 生活環境

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、関係機関と連携し障がいのある人に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交通機関等の移動手段の確保等を図ります。

公共施設の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという観念を進めます。

#### 施策の方向性

施策名	内容
バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。</li><li>●民間の公共的な施設に対するバリアフリー改修補助を行い、障がいのある人が利用しやすい施設整備の促進に努めます。</li></ul>
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>●住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、障害者日常生活用具給付事業等の周知と利用促進を図ります。</li><li>●各機関と連携して障がいのある人の住宅の確保のため、西部圏域のグループホームの空き状況を把握し、情報提供を行います。</li></ul>
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>●自由な外出ができるよう、公共交通機関の利用が困難な人へのヘルパー派遣、車両による移送サービスの充実を図ります。</li><li>●身体障害者自動車改造費助成事業等の各種助成制度の周知を図ります。</li></ul>

#### (4) 教育、文化・芸術活動、スポーツ

健診、相談等の様々な機会を通じて、発達に課題が認められる子どもを早期に発見し、多方面の相談窓口から療育機関等へつなぐ体制の充実を図るとともに、早期療育の取り組みを促進します。

また、障がいのある人が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、芸術文化、スポーツ活動の支援を図ります。

#### 施策の方向性

施策名	内容
早期療育と保育の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>●障がいの早期発見に努め、保育士や保健師、医師等と連携し、通所サービス等を活用して障がいの軽減と最大限の発達を支援するように努めます。</li><li>●保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実を図ります。</li></ul>
特別支援教育の充実と推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童・生徒に対する一貫した相談支援を提供するため、関係機関との連携強化を図り、切れ目のない教育・療育支援の仕組みづくりを推進します。</li></ul>
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●各種の講座、学習グループ、サークル活動等、障がいのある人のための生涯学習の機会の充実に努めます。</li><li>●生涯学習に向けた社会教育施設の整備、充実に努めます。</li></ul>
文化・芸術、スポーツ活動と地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●障がいのある人の文化・芸術、スポーツ活動への支援や様々な交流機会の確保を図ることによる地域交流の活性化に努めます。</li><li>●体育館等のスポーツ施設について、障がいのある人の利用に配慮した環境整備を進めます。</li><li>●読書を通じた文字・活字文化活動への参加の促進のため、視覚障がい者等の読書環境整備を計画的に推進します。</li></ul>

## (5) 雇用・就業

障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けるためには、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、専門性の高い支援が求められています。

そのため、企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、関係機関などと連携を図りながら、きめ細かな支援に取り組んでいきます。

### 施策の方向性

施策名	内容
職業相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職業相談が円滑にすすむよう支援体制の構築に努めます。</li><li>●就労移行支援等、障がいのある人の能力に応じた柔軟な障害福祉サービスの選択により、一般就労への移行を推進します。</li></ul>
雇用の機会・働く場の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>●障がいのある人の雇用・就業に向け、適性と能力を十分に活かせる職場が確保できるよう企業に対して障害者雇用の促進を啓発します。</li><li>●農福連携の取り組みを推進して、農業を活用した福祉就労の場を提供するなど、就労機会、就労分野の拡大を図ります。</li><li>●障害者優先調達法に基づき福祉施設から優先的に物品等を調達し、工賃の向上に努めます。</li></ul>

## (6) 保健・医療

障がいのある人のニーズに応じた適切なサービスを提供するためには、保健・医療・福祉が連携し、相互に補完し合う体制づくりが必要です。

このため、身近な地域で保健・医療サービス、リハビリテーションの相談体制、支援体制を充実させていきます。

また、精神保健施策を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実に向けて関係機関の連携に努めます。

### 施策の方向性

施策名	内容
保健・医療サービス体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるように、医療機関、保健師、地域包括支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携による相談支援体制を充実します。</li> <li>●自立支援医療、特別医療等の医療費助成等を周知し利用を促進します。</li> </ul>
精神保健・医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健に関する正しい理解と協力が得られるよう、関係機関等と協力して啓発の推進を図ります。</li> <li>●医療相談が十分にできるように医療機関との協力体制の確立に努めます</li> <li>●精神障がいに対応した地域包括ケアシステムを構築し精神障がいのある人が病気になっても地域での暮らしが継続できるよう、本人、地域、支援者など関係機関が連携し在宅生活を支援します。</li> </ul>
こころの健康・健康づくり・介護予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いつまでも元気で生活していくために、ライフステージに応じた健康づくりが実践できるよう支援します。</li> <li>●ストレスの解消や休養等、こころの健康づくりに関しての啓発を行い、「うつ」や自殺の防止を推進します。</li> </ul>
障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康施策を推進し、健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等や疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図ります。</li> <li>●生活習慣病予防のため、食生活の改善など自覚を高める健康教育、健康指導の充実の推進に努めます。</li> <li>●障がいのある児童の相談指導体制の充実に向け、県、児童相談所、児童発達支援センター、医療機関等との連携を強化します。</li> </ul>

## (7) 情報・コミュニケーション

障がいのある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの方が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが必要ですが、障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。

障がいの特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ることにより、情報アクセシビリティの向上を図ります。

### 施策の方向性

施策名	内容
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌・防災行政無線・CATV・ホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。また、情報媒体がそれぞれの障がいの特性に配慮したものとなるよう努めます。</li> <li>● 障がいの特性に合わせた情報支援について検証し、コミュニケーション支援を必要とする人の意思疎通の困難さの解消、情報アクセシビリティの向上に努めます。</li> </ul>
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービスをはじめとする、障がいのある人が日常生活を送る上で必要な支援に関する情報の提供に努めます。</li> </ul>
コミュニケーション支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者への手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備を図ります。</li> </ul>

## (8) 安心・安全

障がいのある人が地域で安心・安全に生活し続けられるよう、行政、町民、関係団体と連携した防災体制を整備し、情報提供体制の確保、住民相互における支援体制の構築に努めます。

### 施策の方向性

施策名	内容
防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難行動要援護者の確実な把握、要援護者リストを用いた災害についての情報伝達、個別避難計画作成の推進を図ります。</li> <li>● 避難行動要支援者等の受入体制確保のため、福祉避難所の整備・環境の充実を図ります。</li> <li>● 自治会や民生委員等と連携して地域の自主防災体制の充実を図ります。</li> <li>● 家庭での緊急事態の連絡を確保するため、障害者日常生活用具給付制度を活用し、火災報知器、緊急通報装置の整備や普及を図り、近隣住民や消防署等への連絡手段の確保に努めます。</li> </ul>
防犯対策、消費者トラブルの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯被害の防止と早期発見ができるよう、関係機関とのネットワークを整えとともに、相談窓口の周知に努めます。</li> <li>● 消費者トラブルの未然防止を図るため、情報提供、消費生活相談の充実に努めます。</li> </ul>

### (9) 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法を基に、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護の取り組みを行います。

#### 施策の方向性

施策名	内容
障がいを理由とする差別解消の推進	●障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいを理由とする差別がなくなるよう、啓発や広報活動を行います。
障がい者虐待防止の促進	●障がい者虐待防止センターを中心とした虐待の防止・早期発見・早期解決に取り組む体制が充実するよう努めます。
成年後見制度の推進	●成年後見制度について、町民への周知や町長申立制度、権利擁護センターの活用等、利用者支援の仕組みづくりを進めます。 ●西部後見サポートセンターうえるかむに事業委託を行い、法人後見活動支援や市民後見人養成等、体制整備のための支援を行います。

### (10) 行政サービス等における合理的配慮

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政職員の障がいのある人への理解の促進に努めます。

#### 施策の方向性

施策名	内容
行政サービス等における配慮	●事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。 ●障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて理解を促進するため必要な研修を実施します。

## 第4章 伯耆町障がい福祉計画・伯耆町障がい児福祉計画

### 1. 令和8年度目標値の設定

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、令和8年度を目標年度として以下の数値目標を設定して取り組みを行います。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針と実績に基づき、削減見込みを令和4年度末時点入所者数の5%、地域生活移行者数を6%で見込みます。施設入所者の状況把握に努め、地域移行の可能性について検証し、福祉サービスの機能強化や柔軟に受け入れられる体制づくり、地域移行を進めていきます。

項目	基準値	目標値	備考
	令和4年度末	令和8年度末	
施設入所者数	17人	16人	17人－1人＝16人
施設入所者の増減数		1人	17人×5%＝0.85人≒1人
地域生活移行者数		1人	17人×6%＝1.02人≒1人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人にも対応した地域の受け皿づくりを推進するため、多職種・多機関の連携体制づくりや地域生活支援拠点、短期入所の活用など、地域における生活を継続できるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

項目	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	回/年	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	40	40	40
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1



### (3) 地域生活支援の充実

伯耆町では、令和4年3月に地域生活支援拠点を整備しました。今後は、障がいのある人の地域生活を支援する機能の質の向上や連携体制の強化に向け、コーディネーターの配置検討、効率的な支援実施のために関係機関と協議を行うとともに、年1回地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障がい者の支援について、令和8年度末までにそのニーズを把握し、支援体制を整備するように努めます。

項目	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の充実に向けた検証・検討	回/年	1	1	1

地域生活支援拠点イメージ図



【地域生活支援拠点体制に求められる機能及び機能充実するための主な取り組み】

機能	機能充実するための主な取り組み内容
①相談体制の整備	委託相談支援センターの機能充実
②緊急時支援・受入れ体制の整備	既存のサービスの活用に加え、緊急一時的な宿泊を提供するための居室の確保
③体験の機会・場の整備	相談支援専門員の計画に基づくサービス、インフォーマルサービスの推進。多様な暮らしを経験・検討するためのグループホーム等の場所と支援する人、本人の能力の評価、日々関わっている支援者との情報共有、連携の仕組みづくり
④専門的人材の確保・養成	鳥取県西部障害者自立支援協議会の部会やサービス調整会議を活用した協議の場整備や介護保険事業所との連携の推進
⑤地域の体制づくり	相談機関ネットワーク会議やサービス調整会議等と連携し、地域や行政、圏域自治体で検討



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は伸び悩みを見せており、今後とも障がいのある人の雇用を促進するため、就労支援関係機関との連携を一層強化して就労支援の体制づくりに取り組みます。また、関係機関と一般就労移行や就労定着促進に向けた取り組みを検討していきます。

項目	目標値
①一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業	1人
就労継続支援A型	1人
就労継続支援B型	1人
②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上
③就労定着支援事業の利用者数	2人
④就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制は、対象の社会資源が恒常的に不足傾向にあります。体制充実に向けて以下のとおり取り組みを進めます。

##### ① 児童発達支援センターの設置

圏域内での設置に向けて検討していきます。

##### ② 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

児童発達支援センターや圏域内サービス提供事業所、関係機関と連携体制の充実を目指し協議の場の検討を行っていきます。

##### ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

###### ア 児童発達支援事業所

圏域内での設置に向けて検討していきます。

###### イ 放課後等デイサービス

圏域内でサービス提供する事業所の機能強化等を協議し、圏域内での設置に向けて検討していきます。

##### ④ 医療的ケア児の支援体制の確保

鳥取県西部障害者自立支援協議会に設置した、「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」において、関係機関と継続して連携を図ります。

##### ⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

町では医療的ケア児の支援ニーズに対し、保健師が支援していますが、包括的支援調整や、地域における課題整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターの配置を検討していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター設置に向けて検討していきます。

また、相談支援体制の充実・強化に取り組み、地域サービス基盤の開発・改善等に向けた検討を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

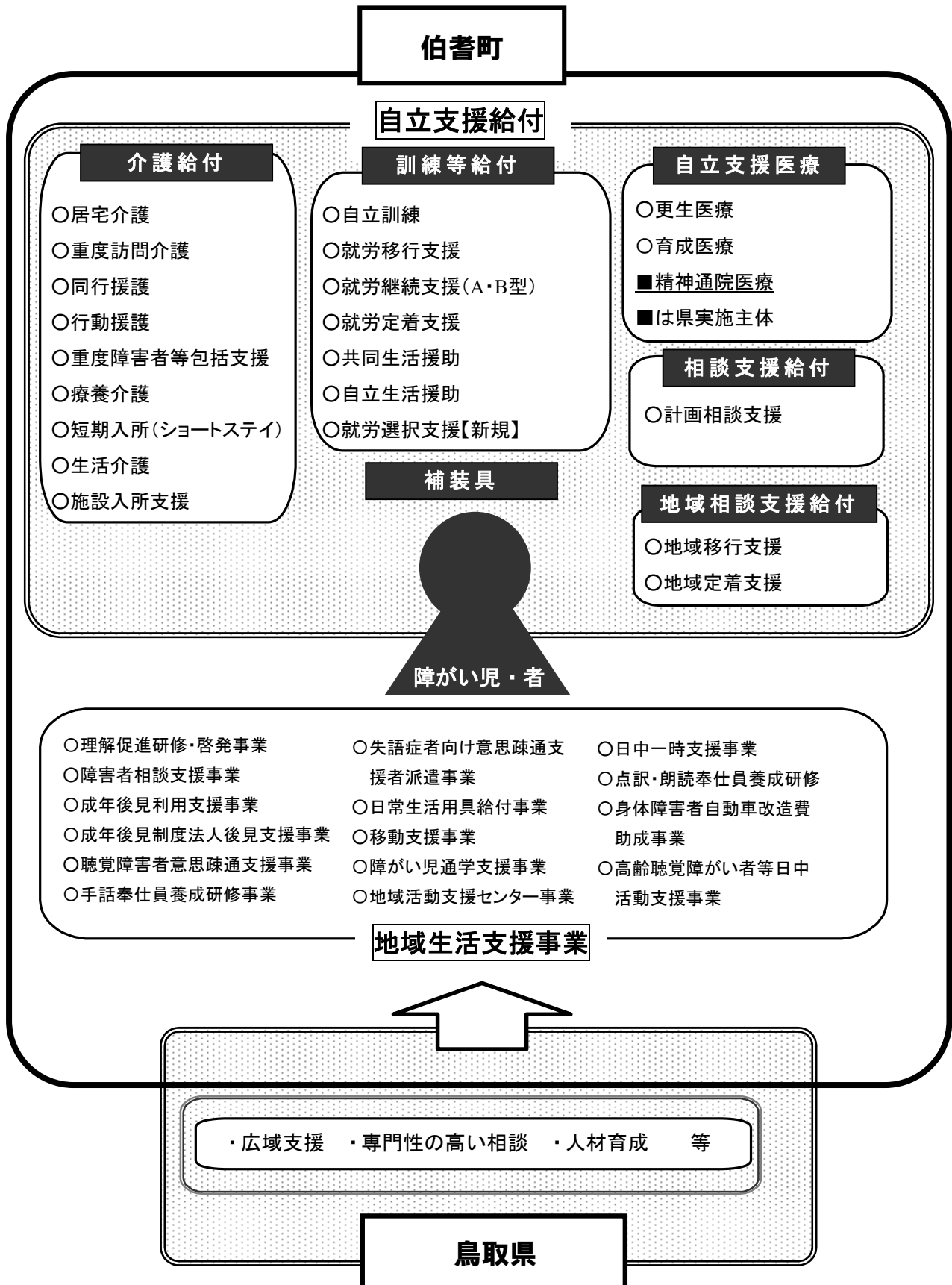
下記に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるため、適正に取り組みを実施するための体制整備を図ります。

項目	目標値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	1人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する回数	1回/月

## 2. 障害福祉サービスの利用実績と見込量

### (1) 障害福祉のサービス体系

障害者総合支援法に基づくサービス体系は下記のとおり構成となっています。



(2) 障害福祉サービスの種類と内容

区分	サービス種類	サービス内容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出する時において必要な移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人が生活リズム、家計や体調管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

区分	サービス種類	サービス内容
訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する人に、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行います。
計画相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
	地域移行支援	施設入所している方や精神病院に入院している方が、地域で生活するために必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において地域での生活を続けるため、常時連絡体制を確保し障がいが原因で生じた緊急事態などで必要な支援を行います。

(3) 障害福祉サービスの利用実績

令和5年度までの各年度の利用実績は次のとおりです。

サービス種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/月	220 (27人)	190 (24人)	115.8% 112.5%	234 (25人)	230 (26人)	101.7% 96.2%	266 (27人)	270 (28人)	98.5% 96.4%
短期入所（福祉型）	人日/月	19 (7人)	40 (5人)	47.5% 140.0%	15 (5人)	60 (7人)	25.0% 71.4%	1 (2人)	80 (9人)	1.3% 22.2%
短期入所（医療型）	人日/月	22 (4人)	56 (4人)	39.3% 100.0%	20 (2人)	70 (5人)	28.6% 40.0%	4 (2人)	84 (6人)	4.8% 33.3%
療養介護	人/月	0	0	0.0%	1	0	-	1	1	100.0%
生活介護	人日/月	398 (21人)	390 (22人)	102.1% 95.5%	452 (23人)	430 (24人)	105.1% 95.8%	473 (26人)	470 (26人)	100.6% 100.0%
施設入所支援	人/月	14	12	117%	15	12	125.0%	16	12	133.3%
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0 (0人)	60 (3人)	0.0% 0.0%	0 (0人)	80 (4人)	0.0% 0.0%	0 (0人)	100 (5人)	0.0% 0.0%
自立訓練（生活訓練）	人日/月	94 (6人)	60 (3人)	156.7% 200.0%	43 (2人)	80 (4人)	53.8% 50.0%	30 (1人)	100 (5人)	30.0% 20.0%
就労移行支援	人日/月	5 (1人)	30 (2人)	16.7% 50.0%	1 (1人)	45 (3人)	2.2% 33.3%	1 (1人)	60 (4人)	1.7% 25.0%
就労継続支援（A型）	人日/月	238 (14人)	260 (13人)	91.5% 107.7%	195 (10人)	320 (16人)	60.9% 62.5%	233 (13人)	380 (19人)	61.3% 68.4%
就労継続支援（B型）	人日/月	1,060 (67人)	1,040 (65人)	101.9% 103.1%	1,087 (61人)	1,120 (70人)	97.1% 87.1%	1,077 (62人)	1,200 (75人)	89.8% 82.7%
就労定着支援	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
自立生活援助	人/月	0	2	0.0%	0	3	0.0%	0	4	0.0%
共同生活援助	人/月	22	18	122.2%	24	20	120%	23	22	104.5%
計画相談支援	人/月	30	30	100.0%	30	35	85.7%	31	40	77.5%
地域移行支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%
地域定着支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%

( )内は実人員

時間/月=1か月あたりの利用時間数 人日/月=1か月あたりの利用日数 人/月=1か月あたりの利用人数

(4) 第7期障がい福祉計画における障害福祉サービス費の見込量

令和8年度までの各年度の障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	228 (24人)	251 (25人)	276 (26人)
重度訪問介護	時間/月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
同行援護	時間/月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
行動援護	時間/月	64 (4人)	70 (5人)	77 (6人)
重度障害者等包括支援	時間/月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
短期入所（福祉型）	人日/月	30 (3人)	40 (4人)	50 (5人)
短期入所（医療型）	人日/月	5 (4人)	6 (5人)	7 (6人)
療養介護	人/月	1	1	1
生活介護	人日/月	594 (27人)	616 (28人)	638 (29人)
施設入所支援	人/月	16	16	16
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
自立訓練（生活訓練）	人日/月	30 (1人)	30 (1人)	30 (1人)
就労選択支援【新規】	人/月	0	0	1
就労移行支援	人日/月	22 (1人)	22 (1人)	44 (2人)
就労継続支援（A型）	人日/月	330 (15人)	374 (17人)	440 (20人)
就労継続支援（B型）	人日/月	1,430 (65人)	1,469 (68人)	1,540 (70人)
就労定着支援	人/月	1	1	1
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助	人/月	23	24	25
計画相談支援	人/月	32	34	35
地域移行支援	人/月	1	1	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

( )内は実人員

時間/月=1か月あたりの利用時間数 人日/月=1か月あたりの利用日数 人/月=1か月あたりの利用人数

(5) 見込量の確保のための方策

① 事業者への情報提供等

障害福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

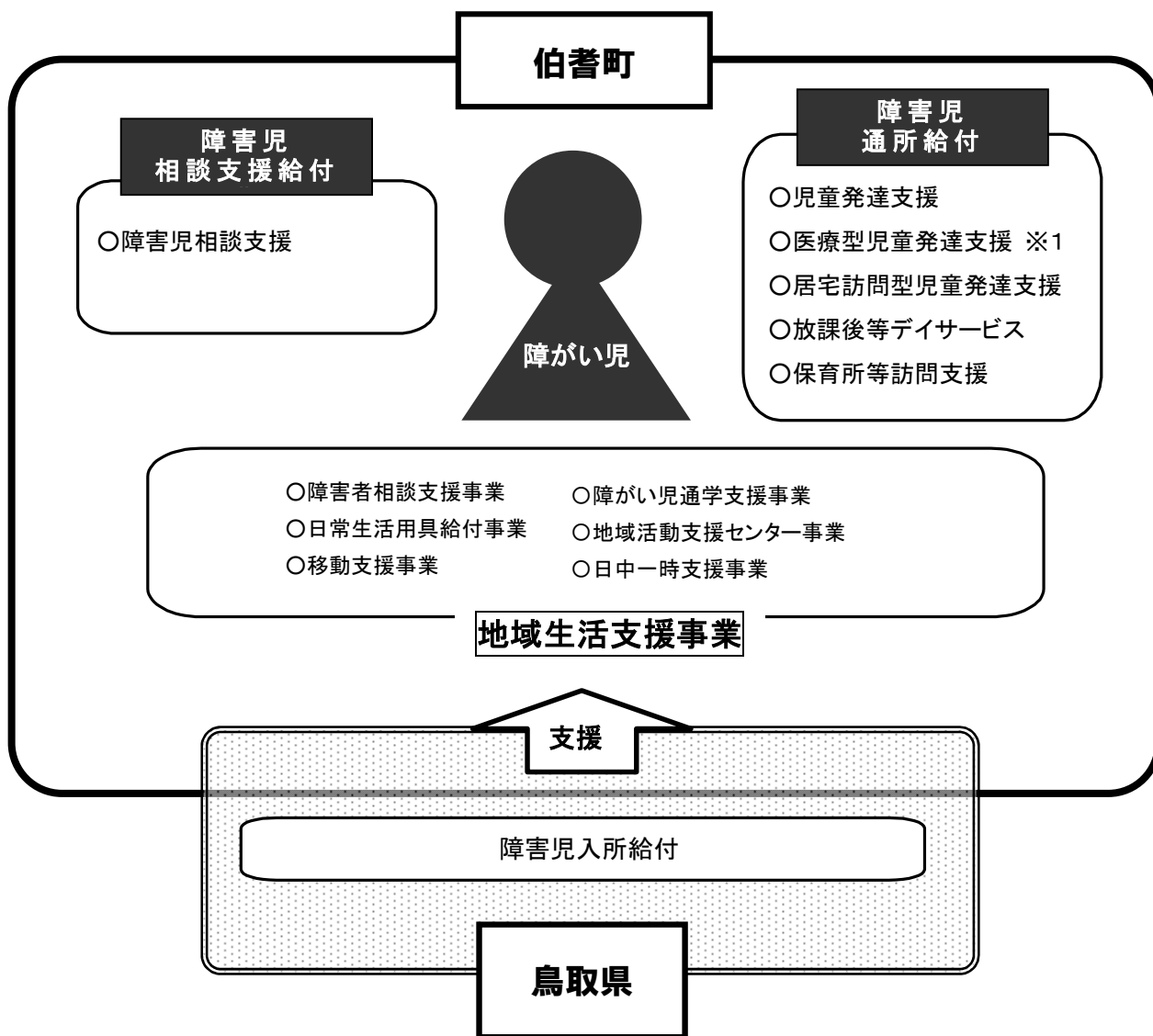
② 圏域における障害福祉サービスの基盤整備の促進

第6期計画において利用実績のないサービスもありますが、今後の利用ニーズを見極めた提供体制の確保を図っていくため、県や近隣市町村との連携を図り、必要なサービス確保について広域的な検討等を行います。

3. 障害児支援の利用実績と見込量

(1) 障害児支援のサービス体系

児童福祉法に基づくサービス体系は下記のとおり構成となっています。



※1 令和6年4月以降、「児童発達支援」に統合予定。



## (2) 障害児支援の種類と内容

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童に対して、児童の居宅を訪問し、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。 またそのサービス利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス利用計画の変更等を行います。

## (3) 障害児支援の利用実績

令和5年度までの各年度の利用実績は次のとおりです。

サービス種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
児童発達支援	人日/月	3	12	25.0%	11	14	78.6%	17	16	106.3%
		(2人)	(3人)	66.7%	(4人)	(4人)	100.0%	(2人)	(5人)	40.0%
医療型児童発達支援	人日/月	0	5	0.0%	0	7	0.0%	0	9	0.0%
		(0人)	(2人)	0.0%	(0人)	(3人)	0.0%	(0人)	(3人)	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	1	2	50.0%	2	4	50.0%	2	6	33.3%
		(1人)	(1人)	100.0%	(1人)	(2人)	50.0%	(1人)	(2人)	50.0%
放課後等デイサービス	人日/月	192	330	58.2%	170	360	47.2%	223	390	57.2%
		(18人)	(22人)	81.8%	(17人)	(24人)	70.8%	(22人)	(26人)	84.6%
保育所等訪問支援	人日/月	0	2	0.0%	5	4	125.0%	8	6	133.3%
		(0人)	(1人)	0.0%	(4人)	(2人)	200.0%	(8人)	(3人)	266.7%
障害児相談支援	人/月	5	7	71.4%	6	9	66.7%	10	11	90.9%

( ) 内は実人員

人日/月=1か月あたりの利用日数 人/月=1か月あたりの利用人数

(4) 第3期障がい児福祉計画における障害児支援の見込量

令和8年度までの各年度の障害児通所給付と障害児相談支援給付の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	28 (4人)	28 (4人)	28 (4人)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	2 (1人)	2 (1人)	2 (1人)
放課後等デイサービス	人日/月	345 (23人)	375 (25人)	405 (27人)
保育所等訪問支援	人日/月	16 (8人)	18 (9人)	20 (10人)
障害児相談支援	人/月	9	11	12

( )内は実人員

人日/月=1か月あたりの利用日数 人/月=1か月あたりの利用人数

(5) 見込量確保のための方策

障がいのある児童等が、心身の状態や障がい特性、生活環境等を踏まえた適切な支援をうけることができるよう、学校や保育所、保健師、医療機関等の関係機関と連携し、支援体制の充実と必要なサービス量の確保に努めます。

#### 4. 障がい児に対する子ども・子育て支援等の利用実績と見込量

(1) 子ども・子育て支援等のサービスの種類と内容

種類	サービス内容
第1号認定	幼稚園、認定こども園において、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定	保育所、認定こども園において、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定	保育所、認定こども園等において、保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、保護者の就労等により、放課後の保育が必要な児童が利用します。

(2) 子ども・子育て支援等の利用実績

令和5年度までの各年度の利用実績は次のとおりです。

種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込み)		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
第1号認定	人/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
第2号認定	人/年	4	2	200.0%	3	4	75.0%	7	4	175.0%
第3号認定	人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
放課後児童健全育成事業	人/年	2	1	200.0%	2	1	200.0%	2	1	200.0%

人/年=年間実利用人数

(3) 第3期障がい児福祉計画における子ども・子育て支援等のサービスの見込量

令和8年度までの各年度の子ども・子育て支援等のサービスの種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定	0人	0人	0人
第2号認定	4人	4人	3人
第3号認定	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	3人	4人	6人

人=実利用人数

(4) 見込量確保のための方策

子ども・子育て支援等における障がいのある児童の受入体制の充実が図れるよう、子育て支援分野と連携して取り組みます。

支援や見守りが必要な児童が、希望する保育所、放課後児童健全育成事業等を利用できるよう、受入れの体制整備を図ります。

## 5. 地域生活支援事業の利用実績と見込量

### (1) 生活支援事業の種類と内容

障害者総合支援法では、地方自治体が主体的に柔軟に提供する事業として地域生活支援事業が創設されました。この結果、既存事業の多くが地域生活支援事業に再編、整理され、地域の実情に応じて必要な事業が実施されています。

事業名	事業内容
相談支援事業（地域生活支援事業）	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし実施します。
聴覚障害者意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳や要約筆記などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、ヘルパーを派遣し生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の外出時における移動を支援します。
障害児通学支援事業	通学時の移動に困難がある障がいのある児童に対して、移動の介助を行うことにより、安全に通学すること及び自立通学を促します。
地域活動支援センター事業	通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等のサービスの提供等を行い、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。
訪問入浴サービス事業	自宅浴槽で入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、移動入浴車で入浴・清拭の支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
社会参加促進事業	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がいのある人の社会参加を通じて生活の質的向上を図れるよう、必要な援助を行います。一例として身体障害者自動車改造助成事業があります。
高齢聴覚障がい者日中活動支援事業	地域において生活している高齢の聴覚障がい者等が、地域との関わりを通じて生きがいがづくり、仲間づくりが行えるよう日中活動の場を設け、高齢聴覚障がい者の社会参加を支援します。
理解促進研修・啓発事業	地域支援セミナー（制度情報提供、障がい福祉施策の研修会）の実施や、鳥取県西部障害者自立支援協議会で情報発信を行うホームページ管理を行います。
成年後見利用支援事業	成年後見申し立て等に要する費用の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の普及のため研修会等を実施し制度の定着を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者等養成のための研修会を実施します。
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	点訳・朗読奉仕員養成のための研修会を実施します。
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者に対して、失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者の意思疎通及び情報獲得等を支援します。鳥取県が言語聴覚士協会と契約し意思疎通支援者を派遣します。鳥取県と協定を締結。

(2) 地域生活支援事業の利用実績

令和5年度までの各年度の利用実績は次のとおりです。

事業名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
相談支援事業（地域生活支援事業）	件/月	34	80	42.5%	31	85	36.5%	29	90	32.2%
聴覚障害者意思疎通支援事業	件/月	2	2	100.0%	2	2	100%	2	2	100.0%
日常生活用具給付等事業	件/年	245	180	136.1%	249	185	134.6%	260	190	136.8%
移動支援事業	時間/月	41 (13人)	95 (18人)	43.2% 72.2%	37 (13人)	105 (19人)	35.2% 68.4%	34 (13人)	115 (20人)	29.6% 65.0%
障害児通学支援事業	時間/月	1 (1人)	95 (18人)	1.1% 5.6%	0 (0人)	105 (19人)	0.0% 0.0%	0 (0人)	115 (20人)	0.0% 0.0%
地域活動支援センター事業	か所	2	3	66.7%	2	3	66.7%	3	3	100.0%
訪問入浴サービス事業	人	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
日中一時支援事業	人日/月	19 (7人)	25 (10人)	76.0% 70.0%	30 (7人)	30 (11人)	100.0% 63.6%	35 (9人)	35 (12人)	100.0% 75.0%
社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）	件	0	1	0%	1	1	100%	0	1	0%
高齢聴覚障がい者日中活動支援事業	人日/月	3 (1人)	2 (1人)	150.0% 100.0%	2 (1人)	4 (2人)	50.0% 50.0%	2 (1人)	4 (2人)	50.0% 50.0%
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施有り			コロナ禍で実績なし			実施有り		
成年後見利用支援事業	実施有無	実施有り			実施有り			実施有り		
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施有り			実施有り			実施有り		
手話奉仕員養成研修事業	実施有無	実施有り			実施有り			実施有り		
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	実施有無	実施有り			実施有り			事業休止		
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実施有無	無			実施有り			実施有り		

( ) 内は実利用人員

件/月=1か月あたりの利用件数 件=年間利用件数 時間/月=1か月あたりの利用時間  
か所=年間利用か所数 人=年間利用人数 人日/月=1か月あたりの利用日数 件=年間利用件数

(3) 第7期障がい福祉計画における地域生活支援事業の見込量

令和8年度までの各年度の地域生活支援事業の事業ごとの必要な見込量は、次のとおりです。  
 なお、見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況を踏まえています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 (地域生活支援事業)	件/月	40	50	60
聴覚障害者意思疎通支援事業	件/月	1	1	2
日常生活用具給付等事業	件	270	275	280
移動支援事業	時間/月	40 (16人)	43 (17人)	48 (19人)
障害児通学支援事業	時間/月	17 (1人)	17 (1人)	17 (1人)
地域活動支援センター事業	か所	2	2	3
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1
日中一時支援事業	人日/月	42 (10人)	47 (11人)	51 (12人)
社会参加促進事業身体 (身体障害者自動車改造助成事業)	件	1	1	1
高齢聴覚障がい者日中活動支援事業	人日/月	2 (1人)	2 (1人)	4 (2人)
理解促進研修・啓発事業	実施 有無	実施	実施	実施
成年後見利用支援事業	実施 有無	実施	実施	実施
成年後見後見制度法人後見支援事業	実施 有無	実施	実施	実施
手話奉仕員養成研修事業	実施 有無	実施	実施	実施
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	実施 有無	実施	実施	実施
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実施 有無	実施	実施	実施

( ) 内は実利用人員

件/月=1か月あたりの利用件数 件=年間利用件数 時間/月=1か月あたりの利用時間  
 か所=年間利用か所数 人=年間利用人数 人日/月=1か月あたりの利用日数 件=年間利用件数

#### (4) 見込量確保のための方策

##### ① 柔軟な事業実施

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。また実施している事業の周知に努めます。

現在未実施の事業についても実施検討を行うため、ニーズや見込量の把握に努めます。

##### ② 広域的な事業実施

意思疎通支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し広域的なサービス基盤の整備を推進します。また、自立支援協議会の取り組み等を通じて制度の運用等に関して地域間で大きな格差が生じないように配慮していきます。

##### ③ 財源の確保

地域生活支援事業に関しての国から補助金は、人口規模などによって配分される仕組みになっており、事業量に応じた十分な補助金が確保できない可能性があります。国への要望を行うなど事業実施に必要な財源の確保に努めます。



## 1. 障害福祉施策の動向

国では、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下のとおりとなります。

一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題を例とした障がいのある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障がいのある子どもに対する支援の充実、難病患者など様々な障がいのある人への対応の強化が求められています。

- 平成12年 「社会福祉法」の成立と「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」などの改正による社会福祉基礎構造改革の実施
- 平成15年 「支援費制度」の開始（措置制度から契約制度へ）
- 平成16年 「障害者基本法」の改正
- 平成17年 「発達障害者支援法」の施行  
「障害者自立支援法」の公布。平成18年4月施行。
- 平成18年 「障害者権利条約」の国連採択（翌年わが国も同条約に署名し、同条約批准準備のため諸制度の集中的な改革が加速）
- 平成19年 **「伯耆町障害者福祉計画 第1期」（計画期間：平成20～23年度）の策定**
- 平成21年 障害者自立支援法を廃止と新法を平成25年8月までに施行する政権合意  
「障がい者制度改革推進本部」内閣に設置（翌年から障がい者制度改革検討実施）  
**「伯耆町障害福祉計画 第2期」（計画期間：平成21～23年度）の策定**
- 平成22年 「障害者自立支援法等の改正」の公布、一部施行。
- 平成23年 「障害者虐待防止法」の公布。平成24年10月施行  
「改正障害者基本法」の公布、施行。  
**「伯耆町障害者福祉計画 第3期」（計画期間：平成24～26年度）の策定**
- 平成24年 「改正児童福祉法」施行。障害児通所支援、障害児相談支援の創設  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」の公布。平成25年4月施行。  
「障害者優先調達推進法」の公布。平成25年4月施行。
- 平成25年 「障害者差別解消法」の公布。平成28年4月施行。  
「改正障害者雇用促進法」の公布。  
「改正精神保健福祉法」公布。平成26年4月施行。
- 平成26年 「障害者の権利に関する条約」の批准。同年2月発効。  
**「伯耆町障がい者プラン（第4期）」（計画期間：平成27～35年度）の策定**
- 平成28年 「成年後見制度利用促進法」の施行  
「発達障害者支援法」の一部改正  
「改正障害者総合支援法」公布。平成30年4月施行。自立生活援助、就労定着支援創設
- 平成29年 鳥取県「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を施行



- ・平成30年 「障害者支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行  
 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行  
「**伯耆町障がい福祉計画(第5期)**」(計画期間平成30～32年度)の策定  
「**伯耆町障がい児福祉計画(第1期)**」(計画期間平成30～32年度)の策定
- ・令和元年 「読書バリアフリー法」の施行
- ・令和2年 「電話リレー法」の施行
- ・令和3年 「改正障害者差別解消法改正」の公布。令和6年4月施行。事業者による合理的配慮の提供の義務化。  
「**伯耆町障がい福祉計画(第6期)**」(計画期間令和3～5年度)の策定  
「**伯耆町障がい児福祉計画(第2期)**」(計画期間令和3～5年度)の策定
- ・令和4年 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布、施行  
 「改正児童福祉法」の公布。令和6年4月施行。障害児入所施設の22歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化。  
 「障害者総合支援法等一部改正法」公布。一部を除き令和6年4月施行。地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援等の強化。
- ・令和5年 「**伯耆町障がい者プラン(第4期)**」(計画期間：令和6～15年度)の策定

## 2. 関係法令

### ○ 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

**第十一条** 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

**第八十八条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## ○ 児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

- 第三十三条の二十** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
  - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
  - 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
  - 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### 3. 用語解説

#### 【 あ行 】

##### ○ 医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為のこと。

##### ○ インクルージョン

誰も排除されることなく、すべての人が差別なく受け入れられる共生社会を目指す理念、考え方。直訳で「包括」「包含」「包摂」などを意味する言葉。

#### 【 か行 】

##### ○ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）などを行う機関。

##### ○ 強度行動障がい

直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持：例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物損壊など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な障がい。

##### ○ 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

##### ○ 個別避難計画

障がいのある人や高齢者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。

#### 【 さ行 】

##### ○ 児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

##### ○ 手話奉仕員

聴覚障がい者と聴覚障がいのない人の中で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

○ **情報アクセシビリティ**

情報システムの利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどりつけ、利用できること。

【 た行 】

○ **地域共生社会**

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

○ **地域生活支援拠点**

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。伯耆町では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

○ **鳥取県西部障害者自立支援協議会**

障がい当事者、障がい者団体、圏域内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、鳥取県圏域内に居住している障がい者（児）が豊かに暮らすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

【 な行 】

○ **ノーマライゼーション**

障がいのある人や高齢者など、社会的にハンデを負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【 は行 】

○ **発達障がい**

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

○ **避難行動要支援者**

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。

○ **福祉避難所**

災害時における高齢者や障がいのある人などの特に配慮が必要な要配慮者を受け入れる施設。

○ **ペアレントトレーニング**

子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

【 や行 】

○ **ユニバーサルデザイン**

すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

○ **要約筆記**

情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。



# 伯耆町障がい者プラン

障がい者計画（第5期）・障がい福祉計画（第7期）・  
障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月 発行

編集・発行 伯耆町福祉課  
〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3  
電話 0859-68-5534